

令和3(2021)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

「データベース」補助条件(令和3(2021)年度)の主な変更点

令和2(2020)年度交付決定時	令和3(2021)年度交付内定時
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)	3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)
(略)	(略)
<p>【代表者の交替等】</p> <p>3-8 代表者は、代表者を交替しようとする場合及び作成組織の名称又は申請団体名称を変更しようとする場合には、様式C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、代表者が欠けた場合には、新たに代表者となろうとする者が、様式C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>	<p>【代表者の交替等】</p> <p>3-8 代表者は、代表者を交替しようとする場合及び作成組織の名称又は申請団体名称を変更しようとする場合には、様式C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、代表者が欠けた場合には、新たに代表者となろうとする者が、様式C-58-1「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。<u>その際、他の研究機関等に所属する者が、新たな代表者となった場合には、新たな代表者が作成する様式C-63「代表者交替に伴う所属変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。</u></p>
(略)	(略)
4 実績の報告	4 実績の報告

<p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>【関係書類の整理・保管】</p> <p>5-5 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>【関係書類の整理・保管】</p> <p>5-5 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管(<u>電磁的記録による保存も可能とする。</u>) しなければならない。</p> <p>(略)</p>
---	--